



# 鳥取県公報

令和4年7月29日（金）  
第9420号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類の一部改正（404）（税務課） . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定（405）（福祉監査指導課） . . . . . 2
	知事指定薬物の指定の失効（406）（医療・保険課） . . . . . 2
	特別保護地区の区域の指定予定（407）（緑豊かな自然課） . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（408）（企業支援課） . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任（409）（東部農林事務所） . . . . . 4
	保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（410・411）（〃） . . . . . 5
	採石法による採取計画の認可の公表（412）（鳥取県土整備事務所） . . . . . 6
	砂利採取法による採取計画の認可の公表（413）（〃） . . . . . 6
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（414）（〃） . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定（病院局総務課） . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第404号

令和元年鳥取県告示第61号（鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類について）の一部を次のように改正する。

令和4年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(表面) 狩 猟 税 納 付 書 年 月 日 部県税事務所長 様 下記のとおり納付します。 納税義務者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> 備考 略	(表面) 狩 猟 税 納 付 書 年 月 日 部県税事務所長 様 下記のとおり納付します。 納税義務者 住所 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> 備考 略
(裏面) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div>	(裏面) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">鳥取県収入証紙貼付欄</div>

附 則

この告示は、令和4年7月29日から施行する。

## 鳥取県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もりわき整形外科クリニック	境港市巾野町5290	令和4年7月1日

## 鳥取県告示第406号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
4-知(1)-1	DMXE、Deoxy methoxetamine	令和4年7月1日	令和4年7月8日
4-知(1)-2	Protonitazene	〃	〃
4-知(1)-3	CUMYL-CBMICA	〃	〃

鳥取県告示第407号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和4年8月12日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

令和4年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称  
芦津特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域（面積267ヘクタール）
- 3 存続期間  
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的  
芦津鳥獣保護区は八頭郡智頭町の東端に位置しており、鳥獣保護区中央部分には東から西に北股川が流れ、鳥獣保護区の下流域では深いV字谷を形成し、一帯は芦津溪谷という景勝地として知られている。当該地域は人里から離れた奥山地域で積雪も多く、急峻な溪谷地形であり、ツキノワグマに代表される奥山の鳥獣が生息している保護区である。  
特に、特別保護地区として指定しようとする区域には、ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯の落葉広葉樹にスギ等の針葉樹天然木が混交する天然林があり、多様な植物相を示している。そのため、林野庁の希少個体群保護林や国定公園特別地域にも指定されており、豊かな自然を有し、周辺地域より多様な鳥獣が生息している。  
このため、当該区域は芦津鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図ろうとするものである。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所  
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課
- 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間  
令和4年7月29日から14日間

鳥取県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ淀江店 米子市淀江町中間1091-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) ザ・ビッグ米子淀江店  
変更後 ザ・ビッグ淀江店
- 4 変更年月日  
令和4年7月1日
- 5 届出年月日  
令和4年7月8日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和4年7月29日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第409号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年7月29日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
〃	井 伊 義 明	鳥取市鹿野町小別所69
〃	田 中 宏 佳	鳥取市気高町上原173
〃	池 邊 弘	鳥取市気高町下坂本172
〃	森 本 昌 和	鳥取市気高町上光767
〃	谷 口 秀 雄	鳥取市気高町常松272
〃	久 野 純 一	鳥取市気高町郡家221-2
〃	椿 越 夫	鳥取市気高町八束水1192
監 事	角 田 完	鳥取市気高町下石159
〃	山 本 陽 一	鳥取市気高町重高71-1

令和4年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	中 原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
〃	田 中 宏 佳	鳥取市気高町上原173
〃	大久保 護	鳥取市気高町下坂本643

〃	高 浜 耕之輔	鳥取市気高町上光544-1
〃	竹 中 伸 一	鳥取市気高町八束水276
〃	田 村 照 幸	鳥取市鹿野町小別所90
〃	手 崎 雅 裕	鳥取市気高町富吉177
〃	幸 山 登喜雄	鳥取市気高町高江27
監 事	角 田 完	鳥取市気高町下石159
〃	村 上 俊 治	鳥取市気高町土居135

令和4年4月1日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第410号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月29日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市気高町奥沢見字水尻1003
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第411号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月29日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市青谷町長瀬字西ノ坂671の1
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第412号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 小 田 原 聡 志

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	鳥取市八坂21-1	鳥取市長谷字猿ヶ瀬773-1外6筆（54,151平方メートル）	風化凝灰岩（266,511立方メートル）	令和4年3月16日から 令和6年7月31日まで	令和4年3月16日
有限会社芦川建設 代表取締役 芦川 浩史	鳥取市青谷町青谷4119	鳥取市鹿野町岡木字六郎谷754-1外4筆（7,749平方メートル）	風化花崗岩（21,619立方メートル）	令和4年3月16日から 令和7年3月15日まで	〃

#### 鳥取県告示第413号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 小 田 原 聡 志

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西二丁目2019外4筆（9,847平方メートル）	砂（34,763.82立方メートル）	令和4年3月10日から 令和5年3月9日まで	令和4年3月10日
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707-2外6筆（5,787.35平方メートル）	砂（23,100立方メートル）	令和4年4月13日から 令和5年4月12日まで	令和4年4月13日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1182-1外24筆（4,701.56平方メートル）	砂（10,352.5立方メートル）	令和4年7月8日から 令和5年7月7日まで	令和4年7月8日

#### 鳥取県告示第414号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 小 田 原 聡 志

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字塚松2535-1外2筆 (10,897.38平方メートル)	砂 (41,781.25立方メートル)	採取の期間	令和2年5月27日から令和4年5月26日まで	令和2年5月27日から令和5年5月26日まで	令和4年6月14日
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八幡字新田西立408-4外7筆 (9,753.89平方メートル)	砂 (47,209立方メートル)	〃	令和2年10月3日から令和4年7月14日まで	令和2年10月3日から令和5年7月14日まで	令和4年7月5日

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- |   |                  |                                                                    |
|---|------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量  | 医療用液化酸素調達及び液化酸素供給設備の更新業務 一式<br>予定数量（10年間の総量） 665,000m <sup>3</sup> |
| 2 | 契 約 方 式          | 一般競争入札                                                             |
| 3 | 落 札 日            | 令和4年6月22日                                                          |
| 4 | 落札者の名称及び所在地      | 山陰酸素工業株式会社倉吉支店<br>倉吉市清谷町二丁目130                                     |
| 5 | 契 約 金 額          | 1立方メートル当たり170円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）                                  |
| 6 | 入 札 公 告 日        | 令和4年5月13日                                                          |
| 7 | 落 札 方 式          | 最低価格落札方式                                                           |
| 8 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局経営課<br>倉吉市東昭和町150                                       |